

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）の実施について
（案）

容量市場に関する包括的検証に関連する業務支援委託の実施に関して、業務委託を実施するための入札を実施する。

1. 調達

(1) 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）とし、技術点、価格点の内訳は以下のとおり
「総合評価点（300点）＝技術点（200点）＋価格点（100点）」

(2) スケジュール（予定）

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 2025年1月16日（木） | 公告（本理事会後速やかに実施） |
| 2025年1月24日（金）14時00分開始 | 入札説明会 |
| 2025年1月27日（月）17時迄 | 入札に関する問合せ締切 |
| 2025年1月31日（金） | 問合せに対する回答を公表 |
| 2025年2月10日（月）15時必着 | 入札書提出締切 |
| 2025年2月13日（木） | 技術審査プレゼンテーション実施 |
| 2025年2月19日（水） | 落札者決定 |
| 2025年2月20日（木） | 落札結果通知 |

(3) 委託期間（予定）

開始期日：2025年3月中旬

完了期日：2026年3月17日

※その他仕様等については添付資料参照

2. 開札の実施および落札者の決定

開札については、総務部長が実施することとし、落札者の決定および契約の締結については、別途、理事会で議決する。

以上

【添付資料】

- 別紙 1 入札説明書
- 別紙 2 入札仕様書
- 別紙 3 応札資料作成要領
- 別紙 4 適合証明書
- 別紙 5 評価項目一覧
- 別紙 6 評価手順書

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）

入 札 説 明 書

電力広域的運営推進機関

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 内 | 訳 | | | | | | |
| 入 | 札 | 説 | 明 | 書 | | | |
| 入 | | 札 | | 書 | | | |
| 入 | 札 | 仕 | 様 | 書 | | | |
| 応 | 札 | 資 | 料 | 作 | 成 | 要 | 領 |
| 適 | | 合 | | 証 | 明 | 書 | |
| 評 | 価 | 項 | 目 | 一 | | 覧 | |
| 評 | 価 | 手 | 順 | | | 書 | |

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）」に係る入札公告（2025年1月16日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 令和04・05・06年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、等級「A」に格付けされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
 - (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
 - (3) 入札説明会に参加した者であること。
 - (4) 予算決算および会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (5) 予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
 - (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。
 - (8) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。
 - (9) 電力業界や電力事業におけるコンサルティング、業務設計支援の実績を有していること。
 - (10) 経理、会計領域における業務設計支援の実績を有していること。
- (注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
- (注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会（Web会議方式）を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2025年1月24日（金）14時00分～（30分程度）

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・参加を希望する事業者は1月23日（水）12時までに「電力広域的運営推進機関 契約担当」まで事業者名、及び連絡先を記載のうえ、メールにて申入れること。
- なお、入札説明会までに通信状態の事前確認を実施する（別途連絡）。

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類および提出先

提出期限：2025年2月10日（月）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

- 提出書類：
- ・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）
 - ・入札書・・・別途封入すること
 - ・提案書・・・1部（別途電子媒体でも提出すること）
 - ・契約書（案）
 - ・適合証明書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部会計室 容量市場に関する包括的検証の業務支援委託
（2025年度）入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時

2025年2月13日（木）

時間については、電力広域的運営推進機関より入札者に別途連絡の上調整

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更および取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札
- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入

札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

10. 落札結果の通知

2025年2月20日（木）までに、入札者に対して落札結果を通知する。

11. 入札保証金および契約保証金

免除

12. 契約書作成の要否

要

13. 支払の条件

委託業務の対価の支払いは、契約書記載の条件により、支払請求書受領日の翌月末までに支払うものとする。

14. 入札書等に使用する言語および通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーションに使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

15. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

16. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、契約相手方、契約締結日および契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2025年1月27日（月）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2024年1月31日（金）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ > 調達情報

以上

(様式)

2025年 月 日

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 書

入札金額 ¥
※消費税及び地方消費税を含まない金額

内訳 別添支出計画書のとおり。

入札事項 容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）

契約条項の内容及び貴機関「入札説明書」の内容を承知の上入札いたします。

支出計画書

【参考例】

| 区分 | 内訳 | 金額 | 積算内訳 |
|---------------|-------|-------------|--|
| 1. 業務委託費 | 人件費 | 000,000,000 | |
| 2. 再委託費 | 〇〇〇業務 | 000,000,000 | 株式会社△△△ xxx,xxx,xxx |
| 3. 小計 | | | (注3: 入札金額と一致) |
| 4. 消費税及び地方消費税 | | | 「3. 小計(※)」 × 10% (注4: 小数点以下切り捨て) |
| 5. 合計 | | | |

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することはできない。

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託

(2025年度)

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名
容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）

2. 目的

これまで資源エネルギー庁の「制度検討作業部会」並びに、資源エネルギー庁及び広域機関を共同事務局として設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）において容量市場の制度設計が進められ、2020年度に初回のメインオークションを開催し、以降の年度でメインオークションや追加オークションの開催を重ねている。また、2024年度からはオークションに対する実需給期間の対応も開始した。

導入から5年後（十分な回数のオークションが行われ、実需給期間対応も行われた段階）を目途に、制度設計や市場運営について包括的検証を行い、必要に応じて現行制度の見直しを検討することとなっている。

本業務委託は、その包括的検証にあたり、検証の進め方の検討、論点整理、意見募集の実施、容量市場に関連するデータの分析と考察、海外の容量メカニズムの動向調査等の包括的検証で求められる対応を円滑かつ効率的に行うこと目的としている。

3. 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）で行う。

4. 業務委託スケジュール

本業務委託に関しては、以下のスケジュール（案）にて行うものとする。



図：スケジュール概要

5. 委託業務内容

(1) 業務内容

① 包括的検証の実施方針および計画書の策定

包括的検証の実施に向けて、実施方法、実施手順、スケジュールを含む実施方針を策定する。なお、スケジュールに関しては、とりまとめを2025年度末に行うことを組み込んだ実施スケジュールを設定する。

具体的に以下の内容を盛り込む。

- * 包括的検証の実施方針（方法・手順・スケジュール）
- * 海外調査の実施時期や内容、活用方法
- * 意見募集の実施時期や内容、活用方法
- * 定量分析の実施時期や内容、活用方法
- * 包括的検証のとりまとめ

② 検証項目および論点整理

容量市場制度の趣旨およびオークション実施状況や実需給期間対応の実施状況を踏まえて、制度面、運営面それぞれについて、検証項目を洗い出し、実際の検証項目を設定する。また、各市場関係者の意見確認を実施するにあたり、必要となる論点の整理を行う。包括的検証では、会議体や意見募集等を通じて、幅広く意見を得ながらまとめていくため、海外調査を交えてより効果的に進めていくための論点の示し方、市場運用や取引の仕組み、体制等の論点の示し方、今後の方向性の示唆を得る論点の示し方等を、あらかじめ想定しながら論点の整理を行う。

③ 海外の容量メカニズムの動向調査と活用

海外の多くの国で容量メカニズムの制度が導入されている状況であり、各国の容量メカニズムの導入・検討状況や取組み内容について、最新状況を確認する。

海外の動向調査は、包括的検証に活用することを目的としている。このため、海外各国における容量メカニズム導入・検討の背景や設計思想の違い、関係者の立ち位置により制度の評価が異なる点に着目して調査する。

また、公開情報を用いた、机上だけでは得られない関係者の情報に直接アクセスすることで調査結果の裏付けを行うべく、規制当局や市場管理者の他、市場参加者等との意見交換を含む現地調査を実施する。

現地調査の実施にあたっては、事前に現地調査実施計画書を策定し、訪問先のアプローチやキーパーソンとのアレンジメントを行う（現地のグローバル拠点がある場合はその活用等を含む）。

その際に、逐次通訳（電力・エネルギー分野の通訳経験者）の手配等を行い、現地調査を効果的に進める。

これらの調査で直接的に得られた各国の容量メカニズムや市場運営の知見を日本の包括的検証の中で活用する。（現地出張にかかる費用は委託先負担。但し、広域機関出張者の出張旅費を除く）

④ 意見募集の実施

包括的検証の一環として、容量市場のステイクホルダーに対して、あらかじめ論点等を示しつつ、様々な立場から幅広く意見を取り入れるべく、意見募集を実施する。意見募集にあたり、質問項目の作成等を行い、進行スケジュールに沿って意見募集を実施する。意見募集結果の集約、分析、とりまとめを実施する。

⑤ 定量データの分析・考察

容量市場制度は、他の電気事業制度との整合を取りながら制度設計され、電気事業制度全体に影響を与えている。このため、卸電力市場や需給調整市場等の関係する市場や系統運用者の需給運用にかかる各種データ等を定量的に分析し、容量市場制度との因果関係について考察する。

データ分析にあたっては、容量市場制度が導入の目的や趣旨に照らして適切に機能しているかの観点や市場運営にかかる業務効率化の観点で、制度や運営方法の見直し検討に資することを目的としており、予め仮説を立てて効率的に行う。

⑥ 包括的検証結果とりまとめ

上記①～⑥を踏まえた検証結果のとりまとめを行う。とりまとめにあたっては、最終的なとりまとめを見据えつつ、検討過程において、定期的に適切な会議体で報告することが求められることから、それらの報告資料の原案を作成する。

6. 実施体制

(1) 実施体制

以下の実施体制を基本として進めるものとする。

| 広域機関 | 受託者 |
|--------------|------------------------|
| 【プロジェクト責任者】 | 【プロジェクト責任者】 |
| 【プロジェクトリーダー】 | 【プロジェクトリーダー】 |
| 【担当者】 | 【プロジェクト担当者】 (専任・兼任) |

(2) 実施体制に求める要件

受託者には、包括的検証に取り組むにあたり、「容量市場メインオークションや追加オークション」と「長期脱炭素電源オークション」に対して制度の深い理解が求められる。業務受託組織、および業務委託従事予定者は、制度検討作業部会や容量市場の在り方等に関する検討会で検討や整理を行っている「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」の制度内容および、2023年度～2024年度のオークションに関する募集要綱・約款・業務マニュアル・説明会資料等をあらかじめ確認し、理解することが求められる。また、容量市場の制度全般の運用に関しても同様に確認し、理解することが求められる。

海外調査については、組織および従事者については以下の要件を満たしていること。

組織として、海外各国の電力制度に係る政府機関、規制機関や電力関連事業者とのネットワークを有し、本案件において十二分な活用ができ、海外の電力制度や容量市場の制度設計に係る調査の実績を有すること。

海外調査の従事者として、容量市場の制度設計・業務設計を理解し、海外の電気事業や供給力確保制度に関する調査や分析業務の経験を有し、本業務を行うにあたって必要とされる語学力や調査力、分析力、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有すること。海外調査の主任として、海外調査業務を包括的検証で活用する設計能力、現地調査を遂行するにあたっての十分なマネジメント能力を有すること。

定量データ整理、会議等の資料作成については、組織および従事者については以下の要件を満たしていること。

組織として、国内・海外の容量市場や電力制度の制度設計・業務設計の調査の実績を有すること。

従事者として、本業務を行うにあたって必要とされる国内電力制度の動向に係る公表データの抽出や整理、包括的検証における活用の設計、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有すること。主任者にあたっては、本業務を遂行する十分なマネジメント能力を有すること。

- ・ 実施体制
本業務委託のプロジェクト責任者、およびプロジェクトリーダーは、原則として、契約期間完了まで継続できる者であること。ただし、広域機関が認めた場合にはこの限りではない。
- ・ 組織および業務委託従事予定者としての実績・専門性
本業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等を組織および業務委託従事予定者が有すること。

7. 作業実施場所等

作業実施場所等は原則指定せず、進捗状況を適宜メール・ミーティング等で確認するものとする。なおミーティングの実施場所は、広域機関または受託者の会議室、もしくはWebEx・Teams等を用いたオンラインミーティングのいずれかとする。WebEx・Teams等を用いる際には、当機関が取得しているアカウントで予約したミーティングルームを使用出来る。

8. 業務遂行上の留意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関に報告の上、当該要員と同等の資格および経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

9. 納入物

以下資料をワード等編集可能なファイル形式で作成し、電子媒体（CD-R等）で「1 1. 納入場所」に定める納入場所に提出するものとする。

<具体的な成果物・提出時期>

- ・ 包括的検証の実施方針書：プロジェクト開始後速やかに
- ・ 包括的検証の実施計画書：4月頃（別途協議）
- ・ 各検討報告書：都度
 - 検証項目一覧
 - 論点一覧
 - 各種論点についての対策検討資料
- ・ 海外現地調査計画書：5月頃（別途協議）
- ・ 海外現地調査報告書：帰国後速やかに
- ・ 定量データ分析報告書：別途協議
- ・ 意見募集結果とりまとめ：別途協議
- ・ 中間報告書：9月頃
- ・ 最終報告書：3月頃

10. 著作権の帰属

- ・ 本業務委託に係り作成、変更および更新されるドキュメント類の著作権は本機関に帰属するものとする。
本機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行使しないこととする。

11. 秘密情報及び個人情報の保護

本委託業務に関連して開示する本機関の秘密情報（個人に関する情報含む）の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 秘密情報は、委託業務の目的以外には使用しないものとする。また、秘密情報を複製する場合には、委託業務の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。
- (2) 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を本機関に書面をもって報告すること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも本契約に定める受託者と同等の義務を課すものとする。
- (6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- (7) 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

12. サプライチェーンリスク対策

- ・本委託業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員の外社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。
- ・委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

13. 納入場所

〒100-6607

東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階

14. 着手期日および完了期日(予定)

開始期日：2025年 3月中旬

完了期日：2026年 3月17日

15. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以上

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託
(2025 年度)
応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2. 1 評価項目一覧の構成
- 2. 2 提案要求事項

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領および説明

- 3. 1 提案書の構成および記載事項
- 3. 2 提案書様式
- 3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3. 4 留意事項

第 4 章 提案書に関する留意事項

- 4. 1 業務委託目的、業務委託内容、業務委託実施方法
- 4. 2 業務委託実施計画
- 4. 3 業務委託実施体制

第 5 章 別紙

- 5. 1 (別紙 1) 質問票
- 5. 2 (別紙 2) 適合証明書

本書は、容量市場に関する包括的検証の業務支援委託(2025 年度)に係る応札資料(評価項目一覧および提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料および応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」）は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、広域機関へ提出する。

[表 1 広域機関が応札者に提示する資料]

| 資料名称 | 資料内容 |
|------------|---|
| ① 仕様書 | 容量市場に関する包括的検証の業務支援委託(2025 年度)の仕様を記述（業務委託の目的・内容等）。 |
| ② 応札資料作成要領 | 応札者が評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要を記述。 |
| ③ 評価項目一覧 | 提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目および任意項目の区分、得点配分等を記述。 |
| ④ 評価手順書 | 広域機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法および評価基準等を記述。 |

[表 2 応札者が広域機関に提示する資料]

| 資料名称 | 資料内容 |
|------------------------------|--|
| ① 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの | 仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 |
| ② 提案書 | 仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託内容、業務実施体制等 ・業務実施計画 ・組織としての専門性、類似事業実績 ・業務委託従事予定者の専門性、類似事業実績 ・業務委託遂行のための経営基盤・管理体制 ・補足資料等 |
| ③ 適合証明書 | 入札資格を満たしていることを証する書面。 |
| ④ 契約書（案） | 本業務を受託した際の契約書（案） |

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成および概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

| 評価項目一覧における | 事項 | 概要説明 |
|------------|--------|---|
| 1～3 | 提案要求事項 | 提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目および任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 |

2.2 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

| 項目名 | 項目説明・記入要領 | 記入者 |
|---------|--|------|
| 大項目～細項目 | 提案書の目次（提案要求事項の分類）。 | 広域機関 |
| 提案要求事項 | 応札者に提案を要求する内容 | 広域機関 |
| 評価区分 | 必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。 | 広域機関 |
| 得点配分 | 各項目に対する最大加点 | 広域機関 |
| 提案書頁番号 | 作成した提案書における該当頁番号を記載する。 | 応札者 |

第3章 提案書に係る内容の作成要領および説明

3. 1 提案書の構成および記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものおよび求められる提案要求事項の概要を示す(表5)。

提案書は、表5の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次および要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表5 提案書目次]

| 提案書目次項 | 大項目 | 提案要求事項の概要説明 |
|--------|-------------------|--|
| 1 | 業務委託の目的、内容および実施方法 | 業務委託の目的、内容および実施方法等。 |
| 2 | 業務委託実施計画 | 実施作業内容、実施スケジュール等。 |
| 3 | 業務委託実施体制 | 実施体制・役割分担、組織および業務委託従事予定者の専門性・実績、業務委託遂行のための経営基盤・管理体制。 |

3. 2 提案書および契約書（案）様式

- ① 提案書の様式は自由とする。なお、最低限別添の「評価項目一覧」に記載の項目（詳細は評価項目一覧を参照）を提案書に含めなければならない。
- ② 提案書および評価項目一覧はA4判カラーにて、全1部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに抛りがたい場合は、広域機関まで申し出ること。）
なお、契約書（案）は、MS-Word形式とする。

3. 3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、広域機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、広域機関が指定する場所（Web会議を含む）にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・リーダーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に広域機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり60分程度（発表40分、質疑応答20分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3. 4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明および補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 広域機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、およびメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙の質問票に必要事項を記載の上、2025年1月27日（月）17時まで下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

広域機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式および留意事項に従った提案書ではないと広域機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書に関する留意事項

評価項目一覧の内部用評価基準を参考に、以下事項に留意し提案書を作成すること。

4.1 業務委託目的、業務委託内容、業務委託実施方法

具体的に記載すること。

4.2 業務委託実施計画

確実に成果をあげるために、応札者が行う業務委託実施計画（作業内容・スケジュール）について主要なマイルストーンを記述し、スケジュールを具体的に記載すること。

4.3 業務委託実施体制

(1) 委託実施体制

業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当数、個々の業務の担当を明確に記載すること。

また、業務委託実施方法を実現するために必要な工数を記載すること。なお、工数の記載に当たっては業務委託実施計画の内容と整合させること。

(2) 組織としての専門性、類似事業実績

組織として、本業務委託に関する専門知識、過去の類似事業（電力業界、各省庁、地方自治体に対するBPO）実績等について記載すること。また、従事実績については、件名ごとに以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・相手先（実名が記載できない場合は、相手先がイメージできる記載（例：大手新電力、旧一般電気事業者等、省庁、地方自治体）を行うこと）
- ・実施年度
- ・概要
- ・規模

(3) 業務委託従事予定者の専門性、類似事業実績

業務委託従事予定者の本業務委託に関する専門知識、類似事業実績について記載すること。なお、具体的には、以下の事項を記載することとし、一覧での提出も可とする。

- ・業務担当者名
- ・類似事業実績（顧客の業種、実施業務やその内容）等

(4) 業務委託遂行のための経営基盤・情報管理体制

事業を円滑に行うための経営基盤・情報管理体制について記載すること。

電力広域的運営推進機関

御社名

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託 (2025年度)

④

適合証明書

| 区分 | 入札説明書記載箇所 | 項目 | 適合 ^{※1} | 補足 ^{※2} |
|------|-----------|---|------------------|------------------|
| 入札資格 | 2 (1) | 令和04・05・06年度の競争参加資格 (全省庁統一資格) の「役務の提供等」において、等級「A」に格付けされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。 | | |
| | 2 (2) | 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。 | | |
| | 2 (3) | 入札説明会に参加した者であること。 | | |
| | 2 (4) | 予算決算および会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。 | | |
| | 2 (5) | 予算決算および会計令第71条の規定に該当しない者であること。 | | |
| | 2 (6) | 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと (但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く)。 | | |
| | 2 (7) | 自己、自社若しくはその役員等 (取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力 (暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。) でない者であること。 | | |
| | 2 (8) | 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。 | | |
| | 2 (9) | 電力業界や電力事業におけるコンサルティング、業務設計支援の実績を有していること。 | | |
| | 2 (10) | 経理、会計領域における業務設計支援の実績を有していること。 | | |

※1 適合については、“○ (要件を満たしている) ”、“△ (条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす) ”、“× (要件を満たしていない) ”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

| 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 - | | | | | | | 電力広域的運営推進機関 | | |
|---------------------|-----|------------------|---|------|-----|-----|----------------|--|------------|
| 提案書の目次 | | | 評価区分 | 得点配分 | | | 評価基準 | | 提案書 頁番号 |
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | |
| 提案要求事項 | | | | | | 基礎点 | 加点 | | |
| 1 業務委託の目的、内容 | | | | | | | | | |
| | 1.1 | 業務委託目的 | ・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。 | 必須 | 5 | 5 | 0 | ・業務委託の目的が、電力広域的運営推進機関の業務委託目的に合致しているか。 | |
| | 1.2 | 業務委託内容 | ・業務委託内容が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（独創性）。 | 必須 | 25 | 5 | 10 | ・業務委託内容が、業務委託目的と整合しているか。 ・業務委託内容が、具体的かつ詳細か。 ・電力広域的運営推進機関が指定する業務委託内容以外に、本業務委託目的に対して有効な業務委託内容が提案されているか（独創性）。 | |
| | 1.3 | 業務委託実施方法 | ・業務委託実施方法が具体的で、実現性が認められるか。 ・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・効率的・効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。 | 必須 | 30 | 10 | 10 10 | ・業務委託実施方法が、業務委託目的・内容と整合しているか。 ・業務委託実施方法が具体的で、実現性が認められるか。 ・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。 | |
| 2 業務委託計画 | | | | | | | | | |
| | 2.1 | 業務委託計画 | ・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）が具体的で、実現性が認められるか。 ・業務委託実施計画（スケジュール）に、業務委託を適切に実行する根 | 必須 | 30 | 10 | 10 10 | ・業務委託目的・内容に対し、業務委託実施計画（スケジュール）が具体的で、実現性が認められるか。 ・効率的かつ効果的な業務委託実施方法が採られているか。 ・業務委託実施方法について、創意工夫が見られるか。 | |
| 3 業務委託実施体制 | | | | | | | | | |
| | 3.1 | 業務委託実施体制・役割分担 | ・業務委託の実施体制図及び役割が、業務委託内容と整合しているか。 ・要員数、体制、役割分担が明確にされているか。 ・業務委託を遂行可能な人数が確保されているか。 ・契約後、業務委託を速やかに開始する体制が確保されているか。 ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか ・委託目的・内容を効率的かつ効果的に達成する体制が備わっているか。 | 必須 | 25 | 5 | 10 10 | ・電力広域的運営推進機関からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか ・委託目的・内容を効率的かつ効果的に達成する体制が備わっているか。 | |
| | 3.2 | 組織としての専門性、実績 | ・国内・海外の容量市場の制度設計・業務設計の調査または支援の実績を有しているか。 ・組織として欧米の電気事業に関する調査に活かされる海外機関とのネットワークを有し、アポイントを取ることができるかどうか。また、専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・組織として国内電力制度の動向に係るデータの抽出、整理や分析、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有しているか。 | 必須 | 25 | 5 | 10 10 | ・組織として欧米の電気事業に関する調査に活かされる海外機関とのネットワークを有し、アポイントを取ることができるかどうか。また、専門知識・ノウハウ・語学力等の蓄積があるか。 ・組織として国内電力制度の動向に係るデータの抽出、整理や分析、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有しているか。 | |
| | 3.3 | 業務委託従事予定者の専門性、経験 | ・国内容量市場の制度設計・業務設計の調査または支援した経験があるか ・業務委託従事予定者に、欧米の電気事業（容量市場および他市場）に関する調査業務に従事した経験があり、専門知識・ノウハウ・語学力の蓄積があるか。 ・業務委託従事予定者は、国内電力制度の動向に係るデータの抽出、整理や分析、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有しているか。 ・業務委託従事予定者は、制度の趣旨や実施状況を踏まえて、検証項目や論点を整理し、関係者への意見聴取をした上で、まとめていく能力を有し、 | 必須 | 55 | 5 | 15 15 10 | ・業務委託従事予定者に、欧米の電気事業（容量市場および他市場）に関する調査業務に従事した経験があり、専門知識・ノウハウ・語学力の蓄積があるか。 ・業務委託従事予定者は、国内電力制度の動向に係るデータの抽出、整理や分析、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有しているか。 ・業務委託従事予定者は、制度の趣旨や実施状況を踏まえて、検証項目や論点を整理し、関係者への意見聴取をした上で、まとめていく能力を有しているか。 | |

| 提案書の目次 | | | 提案要求事項 | 評価区分 | 得点配分 | | | 評価基準 | | 提案書 頁番号 |
|--------|-----|---------------------|---|------|------|-----|----|------|--|------------|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 合計 | 基礎点 | 加点 | 基礎点 | 加点 | |
| | | | ているか。 ・業務委託従事予定の主任者は、本委託業務を遂行する十分なマネジメント実績及び能力を有しているか。 | | | 10 | | | ・業務委託従事予定の主任者は、本委託業務を遂行する十分なマネジメント実績及び能力を有しているか。 | |
| | 3.4 | 業務委託遂行のための経営基盤・管理体制 | ・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 | 必須 | 5 | 5 | 0 | | ・業務委託遂行のための経営基盤を有しているか。 | |

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）

評価手順書（加算方式）

電力広域的運営推進機関

本書は、「容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続きおよび提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式および得点配分

1. 1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1. 2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1. 2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、2：1とする。

1. 3 得点配分

技術点に関し、必須および任意項目の配分を200点、価格点の配分を100点とする。

| | |
|-----|------|
| 技術点 | 200点 |
| 価格点 | 100点 |

第2章 評価の手続き

2. 1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。・別添「評価項目一覧」の「提案要求事項（項番1～3）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2. 2 二次評価」を行う。

2. 2 二次評価

「2. 1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「提案要求事項（項番1～3）」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2. 3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2. 2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1. 2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点および価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3. 1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「提案要求事項一覧」の「得点配分」欄を参照)

3. 2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。

3. 3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「評価項目一覧」にて「評価基準」として示している。